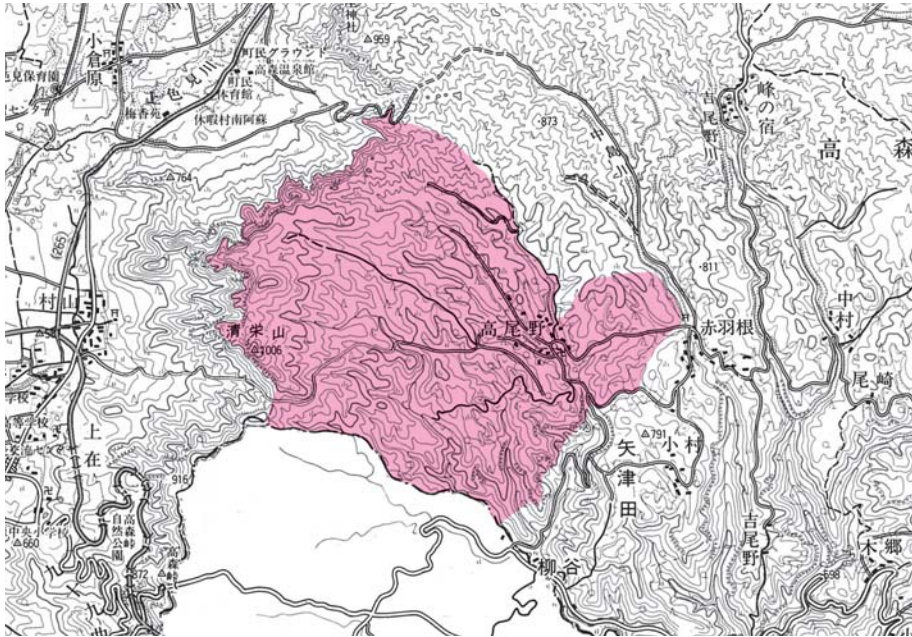


地籍調査

今年度の調査地区

大字矢津田
森ノ後、大道、高尾野、
西高尾野、東高尾野、
山中迫、上山中迫、水
口、東水口、志梨、西
志梨、清栄山、黒岩、
西黒岩、高迫、西高迫
以上16字

※5.68平方キロメートル
を調査する予定です。



平成24年度に調査を行う区域

平成24年度は大字矢津田の一部を調査します 皆さんの協力で円滑な調査を

町では、国土調査法に基づき昭和54年度から「地籍調査」事業を実施しており、これまでに高森地区・色見地区・野尻地区・中地区の現地調査が完了し、平成23年度から矢津田地区を調査中で、進捗率は約78%です。

平成24年度は引き続き大字矢津田の一部を調査しますので、皆さんのご協力をよろしくお願いします。

なお、立ち会い日までに必ず境界の刈払いをお願いします。

地籍調査を実施するうえで最も重要なことが境界の確認作業です。土地の所有者である皆さんの協力なくしては、この大事業を成し遂げることはできません。町では、毎年実施する地区から推進委員を選んでいただき、本事業を進めることにしています。

調査を実施するに当たり、土地所有者の皆さまにお願いがあります。

①土地の境界確認と杭打ち

調査前に境界を中心に1メートル幅内の竹木伐採や草刈りを行い、立ち会いがしやすいようにして下さい。

調査当日は、隣接所有者と立ち会い確認のうえ、

筆界杭を土地の曲がり角にしっかり打ち込んで下さい。

②一筆調査には必ず立ち会いを

隣接所有者との話し合いがつかず境界が決定しない場合は、筆界未定地として処理されるため、調査完了後は個人の費用で測量を行い境界を決定して、登記所に申請しなければなりません。

円滑な調査を進めるためにも、一筆調査の立ち会いはぜひご協力ください。**なお、当日本人が立ち会できない場合は委任状を提出のうえ、代理人の立ち会いをお願いします。**

地籍調査はこのようにして進められます

- ①地区説明会
- ②一筆地調査（杭打ち）
- ③測量
- ④面積測定
- ⑤地籍簿・地籍図の作成
- ⑥本閲覧
- ⑦知事の認証（国土交通大臣の承認）
- ⑧登記所送付

※皆さんにご協力いただくのは①②⑥です。
その都度通知します。

※①から⑧までに約2年かかります。